

川崎市青年等就農計画認定委員会設置要領

制 定 令和5年9月29日川経農振第412号（経済労働局長決裁）

（目的）

第1条

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第14条の4第1項に基づく青年等就農計画の認定及び同条の5第1項に基づく変更計画の認定を円滑に行うため、川崎市青年等就農計画認定事務処理要領に基づき、認定を行う委員会の設置及び運営に関する事項を定める。

（設置）

第2条

川崎市青年等就農計画認定事務処理要領に基づき、川崎市青年等就農計画認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第3条

- (1) 委員会は、別表に掲げる関係機関の職員をもって構成する。
- (2) 委員会に委員長を置き、川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課長をもって充てる。

（所掌事項）

第4条

委員会における所掌事項は、次の事項とする。

- (1) 法第14条の4第3項に定める青年等就農計画認定の審査に関すること。
- (2) 法第14条の5第1項に定める青年等就農計画変更認定の審査に関すること。
- (3) その他法の適用に当たって必要な事務に関すること。

（会議）

第5条

- (1) 委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。
- (2) 委員会は、委員の半数以上の出席（代理出席を含む。）をもって成立する。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（意見聴取等）

第6条

- (1) 委員長は、円滑な認定を行うため、神奈川県立かながわ農業アカデミー等から認定に必要な事項について意見を聞くことができる。
- (2) 委員長は、必要と認めるとき、事務局に青年等就農計画の認定申請者に対して面接調査をさせることができる。

(事務局)

第7条

委員会の事務局は川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課に置く。

(その他)

第8条

この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

(別表)

川崎市青年等就農計画認定委員会構成

所 属 等	備 考
川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課長	委員長
神奈川県農業技術センター横浜川崎地区農政事務所	
セレサ川崎農業協同組合営農経済部営農支援課	
セレサ川崎農業協同組合指導支店長代理	
川崎市農業委員会事務局	副委員長
川崎市農業技術支援センター技術支援係	